

尾張旭市監査公表第7号

平成28年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年2月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

総務部災害対策室

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入済みの行政財産目的外使用料の調定が行われていない事例があった。当該使用料は、会計規則第4条により事前の調定が必要である。	1 指摘事項については、会計規則に則った適切な処理を行います。